

## 目次 CONTENTS



### 契約

P1~5

- ◇契約って何?
- ◇契約はやめられないの?
- ◇クーリング・オフをするときは
- ◇気をつけたいこんな契約  
アポイントメントセールス・  
キャッチセールス・マルチ商法



### インターネット

P6~9

- ◇インターネットショッピング
- ◇インターネット上での契約
- ◇フリマアプリ・インターネット  
オークション
- ◇様々な支払い方法
- ◇インターネットの世界を安全に



### マネー

P10~13

- ◇クレジットカード
- ◇多重債務にならないために
- ◇上手なお金の管理



### 消費者市民社会

P14~15

- ◇商品の選び方で世界は  
変えられる
- ◇持続可能な社会をめざして  
—SDGs—



### 法律

P16~17

- ◇消費者契約法
- ◇民法
- ◇特定商取引に関する法律  
(特定商取引法)
- ◇割賦販売法
- ◇電子消費者契約に  
関する民法の特例に  
関する法律(電子契約法)

### はじめに

若者は社会経験が少ないために悪質商法のターゲットになりやすく、消費生活センターへの相談は少なくありません。

消費者トラブルから身を守るため、社会に出る前に、「契約」に関する知識やお金の管理について学び、困ったときの相談先を知っておくことが大切です。

また、消費者被害を防ぐことだけでなく、私たち一人一人が「消費者市民社会」の一員として、よく考えて商品を選択し、行動することで、よりよい持続可能な社会の構築を目指しましょう。



### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターは、行政が法律に基づいて設置しており、主に商品やサービス等のさまざまな「契約」トラブルの相談を受けています。消費生活相談員が助言やあっせん、情報提供をして消費者被害の解決をお手伝いしています。また、被害にあわないように、悪質商法の情報を伝えるだけでなく、契約をする前に注意することを知っておきたい知識などを伝えています。相談は無料で秘密は守られます。「一人で悩まず、まず188(消費者ホットライン)に相談を」

**「一人で悩まず、まず相談」**

※本冊子は、千葉県の委託により「千葉県消費生活相談員の会」が制作しました。